

松江市（宍道）コミュニティバス運行業務委託
プロポーザル実施要項

令和8年10月

松江市まちづくり部 交通政策課

松江市（宍道）コミュニティバス運行業務を委託するにあたり、次のとおりプロポーザルを実施する。

1 業務の概要

本業務に係る概要は次のとおりとする。

(1) 業務名

松江市（宍道）コミュニティバス運行業務委託

(2) 業務の目的等

公共交通機関（路線バス・電車等）を利用できる場所まで概ね 1km 以上離れた集落（交通空白地を含む）宍道地区において、住民の通院、通学等の生活交通手段を確保するため、コミュニティバスの運行を行うものとする。

また、宍道地区内で土曜日のみに開設される唯一の整形外科・眼科への通院手段の確保するため、来待診療所土曜日運行を行うものとする。

(3) 業務内容

別紙「松江市（宍道）コミュニティバス運行業務委託 基本仕様書」のとおりとする。

(4) 委託期間

契約の締結日から令和 12 年 3 月 31 日（日）とする。

ただし、履行期間は令和 9 年 4 月 1 日（木）から令和 12 年 3 月 31 日（日）までの 3 ヶ年とする。

(5) 提案上限額

80,146,813 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※この提案上限額（3 ヶ年分）は、本業務の上限額を示したものであり予定価格ではない。

(6) 実施形式

本業務の履行にあっては、地域住民等の安全な輸送の確保をするため専門的な知識や技術を要することから、安全な運行を実施するための機能、業務実績（体制）、専門性、技術力、企画力など、価格も含めて勘案し、総合的な見地から判断して適切な事業者を選定するため、プロポーザル方式（書類審査及びプレゼンテーション）によって候補者を決定する。

2 プロポーザル参加資格

本業務のプロポーザルに参加するものは、以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 道路運送法第 4 条第 1 項 に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者、又は運行開始日までに確実に認可を受けることができる者とし、運行開始までに運行に必要な手続きを確実にこなせる能力を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 本市において、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受

けたがすでにその停止期間を経過していること。

- (4) 令和 7・8・9 年度の業者登録（物品）「業種：運送（旅客運送）」に登録済みの者であり、かつ松江市内に本社を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続きの開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団又は第 2 条第 6 項に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。

3 スケジュール

日 時	内 容
令和 8 年 10 月 8 日（木） から令和 8 年 11 月 4 日（水）	プロポーザルの参加申し込みの受付期間 11 月 4 日（水） 午後 4 時 30 分受付〆切
令和 8 年 10 月 8 日（木） から令和 8 年 10 月 21 日（水）	基本仕様書等に関する質問受付期間 10 月 21 日（水） 午後 4 時 30 分受付〆切
令和 8 年 10 月 29 日（木）	基本仕様書等に関する質問に対する回答 午後 5 時までに市ホームページに掲載
令和 8 年 11 月 5 日（木）	辞退届受付期限 午後 4 時 30 分〆切
令和 8 年 11 月 9 日（月）	企画提案書類の受付期限 午後 4 時 30 分〆切
令和 8 年 11 月 16 日（月）	参加資格審査結果の通知
令和 8 年 11 月 25 日（水）（予定） から令和 8 年 11 月 26 日（木）（予定）	審査会（正式な日時は別途通知） ・書類審査 ・プレゼンテーション
令和 8 年 12 月 1 日（火）（予定）	審査結果の通知

※審査結果の通知後、契約候補者と協議の上、契約を締結する。

4 実施要項及び基本仕様書等の交付方法

以下の場所で配付するものとする。なお、郵送等による配付は行わない。

- (1) 松江市役所本庁 3 階 南エリア まちづくり部交通政策課
- (2) 松江市ホームページに掲載

【ホームページアドレス】 <https://www.city.matsue.lg.jp/>

5 実施要項及び基本仕様書等に関する質問

このプロポーザルに関する質問がある場合は、下記により質問すること。

(1) 質問することができる者

「2 プロポーザル参加資格」の要件を満たしている者で、かつ参加表明書類を提出した者あるいは提出する意思のある者とする。

(2) 受付期間

令和8年10月8日（木）から令和8年10月21日（水） 午後4時30分まで

(3) 質問方法

質問書（様式第7号）を使用し、受付期間内に下記メールアドレス宛に提出すること。その他の方法では受け付けないものとする。なお、件名は「【質問】松江市（宍道）コミュニティバス運行業務委託」とし、電子メール送信後、必ず電話にて担当課まで連絡すること。

提出先：【メールアドレス】kotsu@city.matsue.lg.jp（松江市 まちづくり部 交通政策課）

(4) 回答方法

回答は、令和8年10月29日（木） 午後5時（予定）までに松江市ホームページに掲載し、個別には回答しないものとする。

6 応募手続き

応募に係る手続きは、以下のとおりとする。「2 プロポーザル参加資格」を確認のうえ、必要書類を受付期間内に担当課へ直接持参し提出すること。なお、基本仕様書に示す業務内容を理解のうえ提案すること。

(1) 提出期限

参加表明書類の提出期限は、令和8年11月4日（水）午後4時30分必着とする。

企画提案書類の提出期限は、令和8年11月9日（月）午後4時30分必着とする。

(2) 提出書類

・参加表明書類 <<提出部数 各1部>>

1) 誓約書（様式第1号）

ア 一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者は、許可書の写しを添付すること

イ 本業務に適用する一般乗合旅客自動車運送約款を添付すること

2) 参加表明書（様式第2号）

・企画提案書類 <<提出部数 各8部（正本1部、副本7部）>>

3) 企画提案書（様式第3号）

4) デマンド運行乗務員シフト（様式第4号）

5) 見積書（様式第5号）

人件費、法定福利費、厚生費、諸手当、車両修繕費、燃料費、保険料、車両減価償却費、公租公課費、営業経費、営業外経費等を指定する経費内訳書（様式第6号）に記載したものを添付すること。（不足する項目については追加して作成すること。）

6) 会社概要書（別紙様式第1号）

7) 運行管理・整備管理の体制（別紙様式第2号）

運行前・中間・終業点呼の実施方法及びアルコールチェックの体制と管理方法・機器等に係る事項。

8) 運行管理本拠の位置と点呼実施の場所（別紙様式第3号）

基本仕様書に掲げる平日運行（通常運行）に関する出勤から退勤（中休含む）までの勤務が示された運行表（運行仕業表）を作成し添付すること。また、本業務において使用を予定する車両に係る「自動車検査証記録事項（写）」についても添付すること。なお、遠隔点呼を実施する者にあつては、運行管理（遠隔点呼）実施に係る承認の届出（別紙様式第4号）を提出し、事前に承認を受けなければならないものとする。

※プレゼンテーションを実施する際に使用するスライド資料等がある場合は、企画提案書類とあわせて事前に提出すること。

・その他の提出書類 〈提出部数 各1部〉

基本仕様書に示す他の提出書類、発注者が求める書類（データ）等については、契約候補者となり契約締結後、運行開始10日前までに提出しなければならないものとする。

(3) 提出方法

上記6(2)に掲げる提出書類については、必ず6(4)の提出場所へ直接持参し提出すること。なお、受付は土日祝日を除き午前9時から午後4時30分までの間とする。

(4) 提出場所

松江市まちづくり部 交通政策課（市役所本庁3階南エリア）へ直接持参し提出すること。

7 辞退

参加申し込み後に辞退する場合は、下記により届け出ること。

(1) 提出書類及び提出期限

辞退届（様式第8号）を令和8年11月5日（木）午後4時30分までに提出すること。

(2) 提出方法

松江市まちづくり部 交通政策課（市役所本庁3階南エリア）へ直接持参し提出すること。

8 審査

本業務に係る審査については、次のとおり実施するものとする。

(1) 評価方法

参加申し込みをされた事業者のうち、参加資格要件のすべてを満たすと認められた事業者について、令和8年11月25日（水）～26日（木）（予定）（正式な日時は別途通知）より「松江市（宍道）コミュニティバス運行業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を開催し、提出された資料等を基に各事業者より本業務に係る提案を受けものとする。さらに、この提案はもとより事前に提出された「提出書類」についても審査を行い、別表「採点基準表」に基づき評価を行うものとする。

(2) 契約候補者の決定方法

各審査委員の評価点合計得点が最も高い事業者を、第1位の契約候補者として選定する。

なお、令和8年11月4日（水）時点で、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者又は運行開始の10日前までに、定められる諸条件等について満たすことのできる事業者のうち、各審査委員の評価点合計得点が第1位の契約候補者の次に高かった事業者を、第2位の契約候補者として選定し、第1位の契約候補者に不測の事態等が生じた場合は、第2位の契約候補者を第1位に繰り上げるものとする。なお、評価点が同点の事業者が2者以上あるときは、企画提案の評価点が高い事業者を上位とする。

また、各審査委員の評価点合計得点が配点合計の6割以上となった場合に限り、契約候補者として選定する。

(3) 審査結果の通知・公表

結果に関わらず、参加表明書に記入された連絡先へ電子メールで審査結果に関する事項等について通知する。また、本案件の審査委員、参加者、第1位契約候補者及び審査結果については市ホームページで公開する。

なお、審査結果に関する理由等については公表しない。

(4) 審査に係る留意事項

1) 企画提案者の失格に関する事項

企画提案者が審査委員又は関係者に本プロポーザルに関する支援を直接または間接に求めた場合、失格とし、別途通知する。

2) 企画提案者の無効に関する事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、無効とし、別途通知する。

ア 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの

イ 指定する様式に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの又は添付されるべき書類の提出がないもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

オ 前記「1（5）提案上限額」を超えたもの

カ 前記「2 プロポーザル参加資格」を満たしていない者による企画提案

3) 制約事項

ア 提出書類の作成及び提出により生じる費用は、全て提案者の負担とする。

イ 提出された書類等は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

ウ 提出された書類等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、提出期間内の変更、差し替え又は再提出は認めるものとする。

オ 複数の企画提案書の提出はできない。したがって、プレゼンテーションを行う際には、事前に提出された企画提案書類（あわせて提出されたプレゼンテーション用資料を含む）以外の資料（追加資料、補足資料及び差し替え資料等含む）を使用又は配布することはできない。

カ 提出された書類は、すべて返却しない。

キ 提出書類について、発注者より問い合わせを行う場合がある。

9 契約に関する基本事項

契約候補者に選定された者と本市が協議し、事業実施に係る仕様を確定させたうえで、契約（随意契約）を締結する。契約にあたっては、基本仕様書で示した業務内容を遵守するとともに、提案された内容を基本とする。

10 問い合わせ先

松江市まちづくり部交通政策課

〒690 8540 松江市末次町 86 番地

電話番号：0852-55-5370

FAX 番号：0852-55-5915

メール：kotsu@city.matsue.lg.jp

【別紙】

松江市（宍道）コミュニティバス運行業務委託に関するプロポーザル審査基準

採 点 基 準 表

採 点 項 目		参 考 書 類	採 点 の 視 点	配点
業 務 遂 行 能 力 (業務実施体制の評価)	(1) 人員体制	・ 様式第 4 号 ・ 別紙様式第 1 号 2、3 ・ 別紙様式第 3 号 3	本業務の円滑かつ安全な運行を図るうえで必要な体制が整っているか	5
	(2) 事故の発生状況 (人身・物損)	・ 別紙様式第 1 号 5	過去 3 年間に発生した事故（人身・物損）において重大なる過失のある事故がないか（事故対応と指導）	5
	(3) 業務実績	・ 別紙様式第 1 号 6	過去 3 年間に公的機関が発注する同種業務や類似業務の実績があるか	5
業 務 委 託 実 施 方 針 (企画提案の評価)	(1) 地域住民等の安全の確保と継続的な輸送の確保	・ 様式第 3 号 企画提案書	地域住民等の安全の確保と将来的な輸送の確保を考慮し、本業務の実施に係る提案がなされているか	25
	(2) 運行管理の体制	・ 様式第 3 号 企画提案書 ・ 別紙様式第 2 号、3 号他	運行管理業務に係る事項、責任等がどのように示され、具体的に組み込まれるのか	20
	(3) 整備管理の体制	・ 様式第 3 号 企画提案書 ・ 別紙様式第 2 号他	整備管理業務に係る事項、責任等がどのように示され、具体的に組み込まれるのか	10
	(4) 安全対策・乗務員教育	・ 様式第 3 号 企画提案書 ・ 研修会資料等他	事故防止等のため取り組まれている研修・乗務員教育等の実施されているか（資料が添付されているか）	5
	(5) 災害・異常気象時等の対応	・ 様式第 3 号 企画提案書 ・ 体制図等他	災害、事故や異常気象時等の体制、即時の対応が整えられているか	5
	(6) 利用促進の取り組み	・ 様式第 3 号 企画提案書	利用促進に向け、積極的かつ実現可能な提案がなされているか	5
価 格	業務委託費	・ 様式第 5 号 見積書 ・ 様式第 6 号 経費内訳書	提案内容に応じた能率的かつ効率的な価格の提示か内訳は詳細な積算により示されているか	15